

一般財団法人 日本航空協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.aero.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	当協会活動における他の事業と同様に単年度の航空スポーツ普及・振興事業の計画を幅広く役職員で議論の上、策定し公表しているが、今後、中長期的な計画の策定についても検討していく。	・事業計画(令和2年度) ・令和2年度理事会議事録 上記、ホームページ(以下「HP」と言う)に掲載
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現時点では事業計画に基づき適切に人材の採用と育成に努めている。なお、計画策定にあたっては関連団体、役職員から意見聴取を行い、常任理事会、理事会、評議員会で審議、承認を得ている。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	事業年度ごとに財務の健全性確保に留意した事業計画書、事業予算書等を策定し、理事会、評議員会で審議、承認の上、ホームページで公表している。過年度の事業報告についても同様である。	・定款 ・事業報告書 ・事業計画書等 上記、HPに掲載
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・航空スポーツ、並びに航空宇宙関係団体、学識経験者で構成されており多様性を確保している。 ・現在の割合は外部理事69%、女性理事0%である。尚、理事の構成が、当協会に関連する諸団体、企業の代表者が多く、当協会のみで目標割合を達成することは困難であるが、当協会役員のダイバーシティ推進を念頭に関連する諸団体、企業に働きかけていく。	理事・監事・評議員・顧問名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・航空スポーツ、並びに航空宇宙関係団体、学識経験者で構成されており多様性を確保している。 ・外部評議員100%、女性評議員5%である。尚、理事の構成が、当協会に関連する諸団体、企業の代表者が多く、当協会のみで目標割合を設定することは困難であるが、当協会役員のダイバーシティ推進を念頭に関連する諸団体、企業に働きかけていく。	理事・監事・評議員・顧問名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会ではアスリート委員会という名称の会議体はないが、各競技種目の統括団体の代表者が参加し、年に2回航空スポーツ連絡会（以下「連絡会」）開催しており、競技やアンチドーピングの情報共有、その他の安全問題等に取り組んでいる。また、統括団体の代表者の中から当協会理事に就任する仕組みを設けており、理事会に意見を反映している。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現時点では、理事会は業域に応じた適正な人員数にて構成されており、業務遂行については4名の常任理事により、組織の規模に応じた活動を行っている。	役員・評議員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	構成している理事が、航空宇宙分野における知識・経験を共に兼ね備えた見識者を当協会に関連する諸団体、企業より推薦いただいております。その多くが当該組織の代表者であることから協会独自に年齢制限を設けることは行っていないが、今後の課題として認識している。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	同上の理由のため上限を設けることはしていないものの、今後の課題として認識している。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	独立した諮問委員会は設定していないが、外部有識者を含む評議員会で理事の選任を行っている。	定款、役員・評議員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款をはじめ、各種規程を整備している。	定款、就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。	定款、就業規則
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。	
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「評議員及び役員等の報酬並びに費用に関する規程」「役員通勤手当支給規程」及び事務局職員の「給与規程」「旅費規程」を整備している。	評議員及び役員等の報酬並びに費用に関する規程、役員通勤手当支給規程、給与規程、旅費規程等
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章で資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。	定款、経理規程、資産運用管理基準、その他経理基準・要領・取決め等
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	各種規程を整備している。	定款、経理規程、資産運用管理基準、その他経理基準・要領・取決め等

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	国際競技会に参加する競技種目については、各競技種目団体が定める日本代表選考規程が整備しており、またIF (FAI) が定める国際ラインキングシステムにより選考を行っている。 なお、各競技種目団体より選考された内容について、最終的に当協会にて確認し、承認行為を行っている。	
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	各種規程を整備している。また、IF (FAI) の定める規程に沿った運営、並びに各競技種目団体において審査員講習会を開催している。	公式立会人認定規程、 パラシューティング FAI審判員認定規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	顧問弁護士は確保していないが、事案に応じて相談ルートを確認し、更に税理士及び社労士と顧問契約を締結しており、随時相談出来る体制を整えている。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会の設置はしていないが、各競技種目団体が開催する安全や指導者講習会等でコンプライアンスについて指導、周知に努めており、当協会として各競技種目団体のそれらの取り組みを適宜モニターしている。加えて、当協会と各競技種目団体で開催する航空スポーツ連絡会においても必要に応じて対応する体制としている。 尚、当協会役職員については、就業規則で懲罰について定めており、関係する事態が発生した場合は、常任理事会で対応している。	就業規則
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	同上	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	問題発生時や注意喚起が必要な際、必要に応じて総務室より役職員に適切な指示、指導を徹底しているが、今後はこれを役職員向け教育として定型化することを検討する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	各競技種目団体が開催する安全や指導者講習会等を通じて指導、周知に努めている。また、当協会としても、それらの取り組みを適宜モニターしている。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	同上	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	顧問弁護士は確保していないが、事案に応じて相談ルートを確認しており、更に税理士及び社労士と顧問契約を締結しており、随時相談出来る体制を整えている。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	税理士及び社労士と顧問契約を締結しており、随時相談出来る体制を整えている。	定款、経理規程、資産運用管理基準、その他経理基準・要領・取決め等
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	航空スポーツの活動においては、国庫補助金等の利用は行っていないため、この項目は該当しない。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令上求められている貸借対照表のほか、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、役員名簿、評議員名簿、理事会議事概要をHPで開示している。また、これらの書類は備置書類としても事務所内に保存している。	定款、事業報告書・計画書、収支予算書等をHPで公開している

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際競技会に参加する各種目団体ごとに基準を整備しており、ホームページでの開示並びにIF（国際航空連盟）のランキングシステムに基づき選考判断を行っている。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「自己説明・公表書式」をホームページに公開する。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則（第2章 勤務, 第1節 規律）において「業務に関し私利を図り、不当に金品その他を授受しないこと」「業務上知り得た協会の機密または他に漏らすことによって協会の不利益となる事項を他に漏らさないこと」と定めている。 ・重要な契約については、職務権限規程並びに稟議規程で管理している。 	就業規則 職務権限規程 稟議規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは作成していないが、すでに整備している就業規則、職務権限規程、稟議規程を以て対応している。	就業規則 職務権限規程 稟議規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	各競技種目団体で通報窓口の対応を備えており、各団体で解決出来ない場合や、その他当協会の協力が必要な場合は、航空スポーツ室が窓口となりその該当団体と共に対応する形で通報の仕組みを構成している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	各競技種目団体では弁護士や会計士等を活用し通報制度を整備している、また、各団体で解決出来ない事由の発生や、その他当協会の協力が必要な場合は、該当団体と共に適切に対応している。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則（第6章 表彰および懲戒, 第2 懲戒）を整備しており、関係する事由が発生した場合は、常任理事会で対応している。 ・また、今後、関係する規程内容を更に整備し取り組んでいく予定である。 	就業規則
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	原則、常任理事会で処分審査を行うが、事案に応じて弁護士等の専門的な見解を確認している。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用出来るよう、2022年目途にJSAAに相談しながら自動応諾条項を整備する予定である。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまで処分対象者は発生していないが、JSAA自動応諾条項を整備した後、JSAAのスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを対象者に書面で通知する予定である。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理については常勤の役員（専務理事/事務局長、常務理事）で対応することとしている。 ・航空スポーツにおける事故発生時における事故報告書書式等、各種規程等を整備しており事由発生の際には該当する統括団体と航空局との連絡体制を整えている。 ・今後はハラスメント等の危機管理についての体制構築やマニュアル策定に取り組んでいく。 	JAA事故報告書式 航空会館館内管理規則、 消防計画（防火管理者、 自衛消防等） 新型コロナウイルス感染拡大予 防ガイドライン、 （競技種目団体向け） イベント開催に際しての 新型コロナウイルス感染 防止対策徹底のお願い
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、当協会内の不祥事は発生していないものの項目39と同様、体制を構築に取り組んでいく。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	同上	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会は地方組織を有していないため、この項目は該当しないが、各競技種目団体においては権限規程等を整備し対応しており、その対応を当協会もモニターしている。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会は地方組織を有していないため、この項目は該当しないが、各競技種目団体においては安全、指導者講習会の実施等しており、その対応を当協会もモニターしている。	